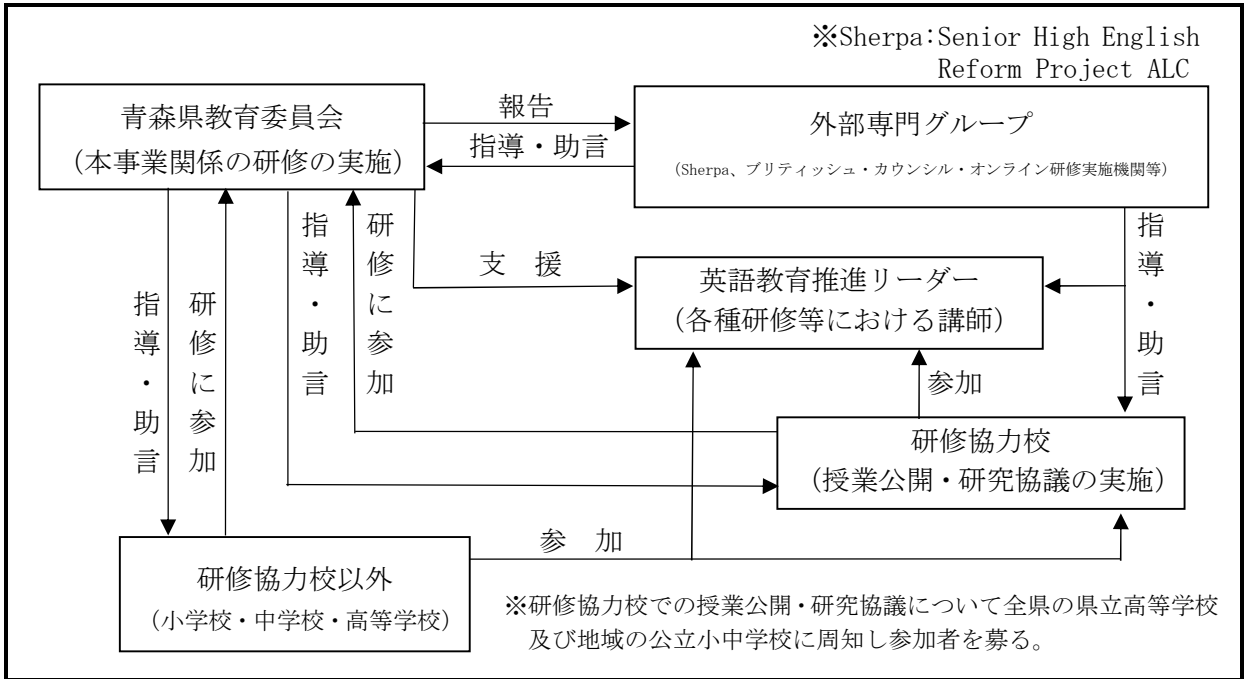


青森県英語教育改善プラン

実施内容

(1) 研修体制の概要



(2) 英語教育の状況を踏まえた目標管理

※現状は、令和元年度英語教育実施状況調査の結果に基づく。

①求められる英語力を有する担当教員の全担当教員に占める割合
(英検準1級程度以上)

現状では、高等学校は78%、中学校は29%である。平成26年度から実施してきた英語検定準1級以上の受験料補助とともに、平成28年度から開始した外部検定試験（平成28年度～令和元年度：TOEIC-IPT）の受験を組み入れた研修を継続することで、外部検定試験の受験機会を増やし、担当教員の英語によるコミュニケーション能力の向上を目指した。高等学校においては割合が着実に上昇し、令和元年度は目標値を上回った。一方、中学校においては年々僅かに上昇しているが、日常的に指導に要する語彙や取扱う教材が一定の範囲であるということもあり、ほぼ横ばいの状態である。しかし、中学校の教員においても、指導する言語について広範な知識を有していること、豊かな表現力を有していることが、生徒の英語コミュニケーション能力向上のための指導を行う上で重要な要素であることから、これまでの研修等の取組を継続しつつ、積極的な外部検定試験受験を促すと同時に、教員自ら自己研鑽に励み常に自己の英語力向上に向けた取組を継続するよう、各種研修会、協議会等の機会を活用して意識の向上を図る。高等学校においては今後段階的に目標値を引き上げることから、達成割合の更なる上昇が必要である。学校訪問指導、各種研修会、協議会、県高等学校教育研究会外国語部会研究大会等の機会を活用し、教員の英語力向上が、生徒に対して英語使用のモデルを示す際や言語活動時の支援の際に有益であることを伝え、英語検定受験料補助制度の積極的活用と意識啓発を促し、求められる英語力を有する教員の増加を目指す。高等学校における目標値は、令和2年度は80%以上、令和3年度は85%以上、令和4年度は90%以上とする。中学校においては、令和元年度までの目標値である50%以上を据え置き、令和4年度まで目標値を維持しつつ、令和2年度での達成を目指すこととする。

②求められる英語力を有する生徒の全生徒に占める割合
(中学校3学年は英検3級程度、高等学校3学年は英検準2級～2級程度)

現状では、高等学校は42%、中学校は39%である。高等学校はほぼ横ばいであり、一方中学校はゆるやかに割合が上昇を続けているが、依然として高等学校・中学校ともに目標値に達していない。4技能の総合的な育成を目標に、生徒の英語力向上に資する英語検定をはじめ

とした外部検定受験を一層奨励する。また、求められる英語力を有すると思われる生徒の割合を把握する精度を向上させることが必要である。そのために、教員が生徒の英語力を適切に把握する資質や自己の英語力についての生徒の自己判断力の向上を目指し、青森県版「CAN-DOリスト」の形式で技能別に設定した学習到達目標を用いた達成状況の把握の割合を向上させる働きかけも行う。生徒の英語力向上には教員の指導力及び英語力が充実していることが必須条件であるため、学校訪問指導、各種研修会、協議会等の機会を活用し、これらの力を育成するための自己研鑽や研修会等への積極的参加を求める。高等学校・中学校ともに目標値に達していないことから、令和元年度までの目標値である50%以上を据え置き、令和4年度まで目標値を維持しつつ、令和2年度での達成を目指すこととする。

③「CAN-DOリスト」の形式で技能別に設定した学習到達目標の整備状況

(設定・公表及び達成状況の把握等の状況)

現状では、高等学校は設定100%、公表46%、達成状況の把握53%、中学校では設定98%、公表8%、達成状況の把握27%である。公表及び達成状況の把握の割合が依然として低いことが課題である。公表については、学校ホームページやシラバスへの掲載等、具体的手法についての例示をより明確に行う。達成状況の把握については、到達目標の適切な設定と適正な規準に基づく評価によりPDCAサイクルを機能させ、授業改善及び生徒の英語力向上につなげるよう、研修会を通して県内先進校や研修協力校の事例を共有し、協議の場を設けたり、関係校に個別に働きかけるなどする。高等学校・中学校ともに令和元年度までの設定・公表・達成状況の把握の目標値各100%を維持し、令和2年度は全ての項目において100%を目指すこととする。

④授業における生徒の英語による言語活動時間の占める割合

現状では、高等学校は41%、中学校は66%である。中学校においては経年で上昇してきたのに対し、高等学校においては平成26年度から平成27年度にかけて下降した、その後年々緩やかに上昇しているが、依然として目標値との隔たりが大きい。県総合学校教育センターでの講座等に加え、特に、高等学校においては、ディベート・ディスカッションや発信型の授業モデルについてワークショップ等を開催し、生徒の英語による言語活動の充実を図る。その際、言語材料の定着を促すには、学習した事項を用いてアウトプットを行う言語活動を行うこと、及び既習事項が繰り返し活用される場面を提供することが不可欠であることを周知し、言語活動を中心とした授業が展開されるよう訴える。高等学校における目標値は、令和2年度70%以上、令和3年度75%以上、令和4年度80%以上とする。中学校における目標値は、令和2年度は75%以上、令和3年度及び令和4年度は80%以上とする。

⑤パフォーマンステストの実施状況

現状では、高等学校におけるスピーキングテストの平均が年間1.2回、ライティングテストの平均は年間1.9回で、中学校はスピーキングテストの平均が年間3.3回、ライティングテストが年間2.5回である。中学校においては平均して学期に1回程度行われているのに対し、高等学校においては年間で平均して1回程度しか行われておらず、パフォーマンステストの実施が定着している学校、ようやく実施を開始した学校、未だ実施に至っていない学校に分かれている。パフォーマンステストを実施しない理由として、授業の進度を意識するあまりパフォーマンステストに時間を割くことに不安を感じることで、評価に多大な時間と労力を要することが懸念されるということが教員からあげられており、そうした不安を解消するためには、年に複数回のパフォーマンステストを実施している学校の実践例や評価方法等について、県全体で継続して情報共有を推し進める必要がある。これまでの研修協力校の研究成果（パフォーマンステストを始めとする評価法に焦点をあてた授業モデルの開発）等を、研修協力校における研究協議会等を通して全県に波及させる。また、県教育委員会、県高等学校教育研究会外国語部会、英語教育推進リーダーとの間で緊密な連携を図り、県高等学校教育研究会外国語部会研究大会におけるワークショップ、県総合学校教育センターにおける研修等の機会を活用して、パフォーマンステスト及び評価について継続的に研修機会を設け、実施形態や評価の手法等について県内英語教員間で十分な情報共有につなげ、パフォーマンステストの実施回数が着実に

増加するように働きかける。高等学校における目標値は、令和2年度はスピーキング、ライティングとも平均で年間4回、令和3年度及び令和5年度は平均で年間5回とする。中学校における目標値は、令和元年度までの目標値を据え置き、令和2年度から令和4年度にわたり平均で年間5回を目指すこととする。

⑥授業における英語担当教員の英語使用状況

現状では、高等学校は31%、中学校は60%である。中学校においては着実に割合が上昇しているのに対し、高等学校においては年ごとに上下動の変化が激しい状況にある。高等学校において、学習指導要領に記載されている「授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。」という概念が実行に移されておらず、「生徒が英語を英語のまま理解したり表現したりすることに慣れるような指導の充実を図る」という意識が希薄であると思われる。これらの考え方は新学習指導要領においても指導の場面において中核をなすものであるため、英語教員の抜本的な意識改革が必要である。高等学校においては、訪問指導の際に、互見授業や英語力向上のための自己研鑽を奨励する。特に、互見授業等をきっかけとした担当教員間の密な連携を目的として、外部講師を招いての指導力等向上研修、大学教授や英語教育推進リーダーを講師とする英語コミュニケーション能力向上研修を通して、英語による授業のノウハウの蓄積・共有と実践を図る。高等学校における目標値は、令和元年度の目標値100%を今後も維持し、達成に向けて働きかけを行う。中学校においても同様の展開を目指し、令和2年度の目標値は90%以上とし、令和3年度以降は100%を目指すこととする。

⑦県内の全ての学校における研修実施回数、研修受講者の人数及び全担当教員に占める割合

授業改善に向けた意識の高い教員は、各種研修会・協議会等で取扱った「英語で授業を行うこと」「授業における生徒の言語活動の割合を高めること」「パフォーマンステストを通して生徒の達成度の把握や適切な評価を行うこと」といった3つの視点を取り入れ、授業改善を行っている。しかし、県全体の状況を鑑みると、英語教員全体にそういった意識を浸透させるには継続した働きかけが必要である。また、小中高の学びの接続の意識も現状では十分とは言えないため、県教育委員会等が主体となって各種研修会・協議会等でこれまで以上に取扱う頻度を高めていく必要がある。英語教育推進リーダーや県総合学校教育センター及び県内6教育事務所の指導主事等と連携し、令和2年度以降は、高等学校はのべ13回、のべ320名、中学校はのべ11回、のべ240名、小学校はのべ12回、のべ330名の受講を目指す。特に、小学校及び中学校においては、県総合学校教育センターとの連携をより密にすることによって、次期学習指導要領の実施に向けた講座の受講者数増加を目指すこととする。

⑧小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合

令和元年度実施（令和2年度採用）の教員採用試験から、小学校受験者で中学校又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状を有する者を加対象とした。今後は、県教育委員会が掲げる小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合の各年次目標の達成に向けて、教員採用試験担当課による教員採用試験における加点制度について県教育委員会ホームページへ掲載し、教員養成を行う大学への訪問の際、本県の教員採用試験制度について大学生へ直接説明を行うなどして、加点制度について広く周知するよう努める。また、大学訪問の際には、小学校教員免許状取得を目指す学生に対する英語の免許状取得の促進についても働きかけていく。さらに、一定の英語力を有する者の割合を増やすために、他県の取組も参考にしながら、引き続き教員採用試験の実施方法等とその改善について検討していく。

(3) 研修の体系と内容の具体

令和4年度までの研修について

青森県教育委員会が主体となって、今年度の各研修におけるアンケートのデータを集約し、結果の分析及び研修成果の検証を行う。その結果を、県総合学校教育センター及び研修協力校、英語教育推進リーダー等と共有・協議し、令和2年度以降の研修や研究協議会の計画に反映させる。また、英語教育実施状況調査の結果を目標管理書による目標値と照らし合わせ、研修の実施形態

等について年度ごとに必要な修正を行う。特に英語教育実施状況調査から把握できる早急に改善を要する項目については、学校訪問指導、各種研修会、協議会等の機会を活用して継続して英語教員の意識改革に向けて働きかけを行うこととする。

令和2年度の研修

①小学校外国語・外国語活動研修講座

(6月、小学校30名、県総合学校教育センター)

東京学芸大学 教授 粕谷恭子氏による講義を通して、子どもの学び方に合わせた外国語・外国語活動の指導の在り方について考える機会とする。また、演習により指導を進めていくうえで必要な、基礎的な知識や効果的な指導法について理解を深める。研修の評価については、アンケートを実施する。

②小・中学校英語科研修講座

(6月、小・中学校30名、県総合学校教育センター)

文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程調査官 山田誠志氏による講義や演習を通して、小・中学校それぞれの段階における指導内容を確認するとともに、その内容的なつながりを踏まえた指導方法を学ぶ機会とする。研修の評価については、アンケートを実施する。

③研修協力校における研究協議会

(6月・9月・2月(いずれも予定)、小学校・中学校・高等学校のべ100名、令和2年度研修協力校(高等学校予定))

授業公開や合評会、研究協議等を通して、スピーキング活動等のアウトプットを重視した授業モデルの県全体への普及を目指し、多様な活動事例及び指導のプロセスを共有する。運用レベルでの定着へ導くための多様なアウトプット活動の実践事例、主体的・協働的な学びを実現するためのペアワークやグループワークの事例、発信力強化の基盤となる中学英文法の定着や小中高接続を意識した指導のあり方、CAN-DOリストで設定した目標の達成状況を把握するためのパフォーマンステストの実施方法や評価手法等について協議する。外部専門機関からの助言者から指導・助言をもらう。また、アンケートにより研修の評価を行う。

④高等学校英語科言語活動実践講座

(6月、高等学校20名、県総合学校教育センター)

順天堂大学准教授 小泉利恵氏による講義や演習を通して、新学習指導要領の実施に向けた授業改善の視点から、スピーキングに焦点を当てた言語活動の充実について考えるとともに、学校全体で実施できるスピーキングテストを教員間の協働を通して作成・体験することで、今ある授業を生かした実践的な言語活動を模索する。アンケートにより研修の評価を行う。

⑤英語コミュニケーション能力向上研修

(7月、小学校、中学校、高等学校80名、県総合学校教育センター)

GTEC受験と教員のコミュニケーション能力や教科指導力の向上に向けての講座を研修に組み入れた、小学校、中学校、高等学校教員の合同研修を通し、県全体の外国語担当教員の英語力向上を図る。また、英語教育推進リーダーによる詳細な実践発表等を通して、小中高連携に関わる現状と課題や「各学校段階の学び接続を意識した英語教育」という視点を共有し、大学教授(予定)からの指導・助言をもらう。また、アンケートにより研修の評価を行う。

⑥中学校英語指導法研修講座

(9月、中学校30名、県総合学校教育センター)

青森公立大学 准教授 丹藤永也氏による英語教育法と言語活動等の研修を通して、学習指導要領の趣旨に即した指導の改善について考える。また、学習状況調査、高校入学者選抜検査等についても考え指導改善に役立てる。研修の評価については、アンケートを実施する。

⑦高等学校英語指導法改善講座

(9月、高等学校20名、県総合学校教育センター)

上智大学外国語学部教授 和泉伸一氏による講義や演習を通して、新学習指導要領の基本方針を理解し、これまでの英語指導を振り返る。生徒のコミュニケーションを図る資質・能力を育成する指導法を学び、授業改善に向けた取り組みを目指す。また、アンケートにより研修の

評価を行う。

⑧中学校英語授業づくり研修講座

(10月、中学校30名、県総合学校教育センター)

信州大学 教授 酒井 英樹氏による講義・演習を通して、英語科における、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業づくりについて考える機会とする。また、新学習指導要領に基づいた、子どもの資質・能力を高める授業づくりについて理解を深める。研修の評価については、アンケートを実施する。

⑨外国語指導助手指導力等向上研修

(11月、ALT及びALT担当教員200名、県総合学校教育センター)

外部専門機関(大学等)の講師(未定)による講義・演習や外国語指導助手と小学校・中学校・高校の外国語(活動)担当教員合同のワークショップ、各教員による事例発表及び小中高の連携についての研究協議等を行う。また、アンケートにより研修の評価を行う。

⑩小学校教員の英語力・指導力向上支援プログラム

「小学校英語教育メンター育成プログラム(令和元年度)」において、平成27～30年度中核教員研修受講者及び小学校専科指導教員の英語力・指導力向上を図り、メンターとして育成し、令和2年度に各学校で新学習指導要領の内容に基づく授業づくりの中心的な役割を果たすこととしている。また、「中核教員・英語専科指導教員研究協議会(令和元年度～2年度)」を開催し、小学校における外国語活動・外国語科の指導等に係る現状と課題について協議し、指導の改善につなげる。支援が必要な小学校、要請があった小学校に対して支援訪問を実施する。

⑪青森県英語教育推進リーダー研究協議会

令和2年度は、中学校新学習指導要領の移行期最終年度であることを踏まえ、本県中学校英語科担当教員が新学習指導要領の内容に基づく授業づくりについて、横断的かつ組織的に課題解決できるよう、「中学校英語科主任等研究協議会」を開催する。

⑫青森県版英語教育推進リーダー育成プロジェクト

(6月・10月・1月高等学校18名、県総合学校教育センター)

県の新規重点事業「グローバル社会を主体的に生き抜く人財育成事業」において標記プロジェクトを実施する。高等学校英語教員を県内6地区から各3名募り、2日間の研究協議会を年3回実施し、外部専門機関(大学)の講師による指導・助言をもらい、受講者は日々の授業実践・授業改善を通して、統合型言語活動の実践事例を蓄積する。年度末に県内英語教員に対し1年間の取組について発表し、指導実践例の普及を図り、県全体の英語指導力向上を目指す。技能統合型指導による実践的英語コミュニケーション能力の育成を図る指導実践事例を蓄積するにあたり、平成30年度～令和元年度の2年間にわたり実施した県の重点事業「青森県の将来を担うグローバル人財育成事業」において、あおもり英語4技能向上プロジェクトにより収集した県内高校生の英語4技能のデータを基に英語教育推進リーダー等による分析や情報共有を通して作成した指導・評価モデルを参考とし、実践的な内容を充実させる。

⑬小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合を向上させるための取組

教員採用試験において、小学校受験者で中学校又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状を有する者を加点対象とする。県教育委員会が掲げる小学校教員新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合の各年次目標の達成に向けて、教員採用試験における加点制度について県教育委員会ホームページへの掲載により情報発信を行ったり、教員採用試験担当課による教員養成を行っている大学への訪問の際、本県の教員採用試験制度について大学生に直接説明を行い、加点制度の周知を図る。また、大学訪問の際には、小学教員免許状取得を目指す学生に対する英語免許状取得の促進について働きかけていく。一定の英語力を有する者の割合を増やすために、他県の取組も参考にしながら、引き続き教員採用試験の実施方法等について検討していく。平成26年度から中学校・高等学校の外国語担当教員(教諭及び臨時講師)の外部検定試験(実用英語技能検定試験第2回及び第3回検定)の受験料を補助してきたが、令和2年度以降は小学校教員に対しても受験料補助を行い、小学校教員としての新規採用を目指す者(臨時講師)も含めて英語力向上を支援する。

